

蕨市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蕨市水道事業給水条例（昭和38年蕨市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第35条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄